

所在地：青森県

設立年：2007年

事業概要：電話や面接での相談、法律相談、カウンセリング、直接支援（付き添い等）、物品の貸与、自助グループの支援、広報・啓発、犯罪被害者等給付金申請の補助、支援員の養成など

相談員数：47名（2022年9月1日現在）



## POINT

- 犯罪被害者等<sup>1</sup>の方々が仕事を続けられるようにするため、被害回復のための休暇制度の導入が求められています
- 犯罪被害者等の方々は、警察や検察での聴取、裁判の傍聴等に多くの時間が割かれたり、事件に遭ったことにより心身に不調をきたしたりするなど、様々な困難な状況に直面します
- 犯罪被害者等の方々が人や社会への信頼感を少しずつ取り戻し、新たな生活を構築していく一助となるためにも、企業が犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設けることは大きな意義があるとともに、犯罪被害者等の方々が置かれている状況について従業員が理解を深める契機にもなります

<sup>1</sup>「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者とそのご家族またはご遺族のことをいいます

本事例では、企業が犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇制度を設ける意義や、犯罪被害者等の支援のために企業がすることなどについて、犯罪被害者等の方々に寄り添って活動されている公益社団法人あおり被害者支援センターの相談員にお話を伺いました。

## 組織・活動の概要

### 2007年に設立後、犯罪被害者等を支援する民間団体として、多岐にわたる活動・支援を実施

- あおり被害者支援センターは、2007年に犯罪や重大な交通事故の被害に遭われた方々を支援する民間団体として、ボランティアによるカウンセリング等を通じて、被害者やその家族が抱える悩みの解決や心のケアについて支援するとともに、社会全体が犯罪被害者等を総合的にサポートできる環境づくりに寄与することを目的として設立されました。
- センターでは電話相談や面接等を通じて、犯罪被害者等の方々がどのような支援を必要としているかを把握し、必要に応じてカウンセリングや法律相談、病院・裁判所・検察・警察署等への付き添い等を行っています。また、物品の貸与（防犯ベル等）や被害等の体験を分かち合うための自助グループの支援、センターの活動に携わる支援員の養成等、様々な形での支援も行っています。
- また、広報・啓発活動として年1回、関係機関とともに「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、被害者支援への理解を呼び掛けるほか、関係機関への研修会や公開講座等を通じて被害者支援に対する理解を深めていただくよう努めています。
- 2020年度の電話・面接・法律・カウンセリングの相談受理件数は計719件で、そのうち223件に対して何らかの支援を行いました。具体的な支援の内容は、犯罪被害者等の方々の状況に応じて、多岐にわたります。検察や警察署、裁判、法律相談等への付き添いのほか、生活面の支援として、仕事を続けることが難しくなった場合などには経済的な支援を行っている関係機関との調整や行政窓口への付き添い、被害に遭ったことにより転居が必要な場合には引っ越しの支援、治療が必要な場合には受診する病院探しなどを一緒に行うこともあります。
- 2017年度からは青森県より性暴力・性犯罪のワンストップ支援センターの委託を受けており、「りんごの花ホットライン」として、性暴力被害の相談・支援にも対応しています。

犯罪被害はいつ誰が遭うかわからない。突然生活が一変する中で、犯罪被害者等の方々には、気持ちに寄り添いながら一緒に歩いていく存在が必要

- 犯罪被害は、いつ誰が遭うかわからないものです。しかし、街頭等でキャンペーン活動をしていると自身は被害に遭うことはないという声を聞くこともあり、自身には関係がないことだという思い込みがまだまだ強いと感じます。

- 犯罪被害に遭うと、生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるだけでなく、突然生活が一変し、大きな不安と混乱の中に陥ってしまいます。誰に、何を相談したらいいのかさえわからず、先のみえない状態におかれることが少なくありません。センターでは、犯罪被害者等の方々のお話を伺い、「これからどうなってしまうのか」という不安に寄り添いながら、司法手続きの流れや制度、受けられる支援の説明等を行っています。犯罪被害者等の方々には、寄り添いながら一緒に歩んでいく存在が必要です。

## 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設ける意義

犯罪被害者等の方々には様々な状況に直面する。そうした中で、犯罪被害者等の方々が必要な休暇を負担なく取得できることの意義は大きい

- 犯罪被害に遭うと、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調でそれまで通りの生活が送れなくなったり、お子さんの登校が難しくなってしまうこともあります。また、警察や検察での聴取等にも多くの時間が割かれます。犯罪被害者等の方々には、何が起きたのかを知りたいとの思いで、裁判の傍聴や被害者参加制度<sup>2</sup>の利用等を希望される方も多くいらっしゃいますが、これらの過程では多くの時間的・精神的負担が生じます。
- 仕事をされている方であれば、こうした時に休暇の取得が必要になるため、多くの場合、年次有給休暇だけでは休暇日数が不足します。職場で休暇を取得することに心苦しさを覚える方もいます。裁判等の付き添いをしていすると、「自分で対応したいけれど仕事を休めないで、裁判の傍聴をセンターの方に代理でお願いできますか」と依頼されることもあります。犯罪被害者等の方々には、自身の心身の状態がすぐれない中で、仕事における責任を背負いながら家族のケアにも心を砕き、苦しんでいる方が多くいらっしゃるのが実情です。
- 犯罪被害者等の被害回復のための休暇が取得できるようになると、被害者等の方々に必要な時間が作れるようになるでしょう。また、犯罪被害者等には、様々な負担が降りかかります。現時点では、必要とする従業員がいない企業においても、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度が設けられていることは、企業が支援しているというメッセージにもなります。
- 年次有給休暇は本来、リフレッシュや家族との時間に使うためのものであり、犯罪被害に遭ったことで、年次有給休暇を事件のための手続き等で全て使い切ってしまうことは望ましくありません。本来の目的に即して使えるようにするためにも、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設けることが重要です。
- さらに、犯罪被害者等の方々には犯罪に遭った際の金銭的な被害や医療機関の受診、転居が必要な場合の引越し費用等、様々な出費が生じます。本来負担するはずのなかったこうした経済的な負担に鑑みて、企業が犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設ける際には、有給での設定を検討することが望ましいです。

<sup>2</sup>一定の事件の被害者やご遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができる制度。

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設けることで、犯罪被害者等の方々がおかれている状況について理解を深める契機となり、安心して働ける会社であるメッセージに

- 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設け、そのような特別休暇があることを従業員に周知することは、犯罪被害者等の方々がおかれた状況を、多くの従業員が知る機会にもなります。犯罪被害者等の方々がおかれている状況を知ることが支援の第一歩であり、こうした休暇制度を設ける意義の一つといえます。
- センターでは、社会全体で犯罪被害者等の方々を支援できるような社会を目指して活動をしています。仕事をされている方にとっては、職場での理解や支援が重要になります。実際の利用の有無にかかわらず、企業が犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を導入していることで、すべての従業員にとって安心して働ける会社だと感じられるのではないのでしょうか。
- 犯罪被害者等の方々には、これまで何気なく暮らしてきた中で、突然の被害に遭って人生が一変してしまい、人や社会の信頼感を失ってしまうこともあります。そのような状況におかれた方々が、人や社会への信頼感を少しずつ取り戻し、新たな生活を構築していく一助となるためにも、企業が犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度を設け、犯罪被害者等の方々がおかれる状況について、多くの従業員の理解浸透を図っていくことが重要です。

### 企業のみなさまへ

厚生労働省では、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度についてのリーフレットを作成しています。被害回復のための休暇制度の導入方法や、就業規則の記載例等については、以下リーフレットもご参照ください。

[https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/20220114\\_3.pdf](https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/20220114_3.pdf)